



# 熊本県公報

号外 第11号  
令和5年(2023年)  
6月16日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県五木村振興相談室処務規程	( // ) 1
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	( // ) 2
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	( // ) 2

## 訓 令

### 熊本県訓令第48号

本庁各部(公室・局)課(グループ)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。  
別表第3の3の表球磨川流域復興局の部に次の1項を加える。

3	五木村振興相談室に関すること。				
---	-----------------	--	--	--	--

附 則  
この訓令は、令和5年6月19日から施行する。

### 熊本県訓令第49号

本庁各部(公室・局)課(グループ)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県五木村振興相談室処務規程を次のように定める。  
令和5年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県五木村振興相談室処務規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県五木村振興相談室(以下「相談室」という。)の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役付職員)  
第2条 相談室に、課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。  
(職務)

第3条 室長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。  
2 課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。  
(分掌事務)

第4条 相談室の分掌事務は、次のとおりとする。  
(1) 公印に関すること。  
(2) 所属職員の服務に関すること。  
(3) 文書に関すること。  
(4) 財産に関すること。  
(5) 五木村の振興に係る相談に関すること。  
(専決)

第5条 室長は、次に掲げる事項を専決するものとする。  
(1) 所属職員の担当事務の決定に関すること。  
(2) 熊本県職員服務規程(昭和31年熊本県訓令第1984号の2)の規定に基づく服務に関すること。  
(3) 所属職員の旅行命令(室長の県外旅行命令を除く。)及び当該旅行に係る復命に

- 関すること。
- (4) 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。
  - (5) 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。
  - (6) 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。
  - (7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。
  - (8) 個人情報の保護に関する法律第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。
  - (9) 個人情報の保護に関する法律第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定等に関する事。
  - (10) 第5号から第7号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。
  - (11) その他軽易な事項に関する事。

（代決）

第6条 室長の専決事項について、室長が不在であるときは、室長があらかじめ指定した職員がその事務を代決することができる。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年6月19日から施行する。

### 熊本県訓令第50号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号中ヤをユとし、スからモまでをセからヤマまでとし、シの次に次のように加える。

ス 五木村振興相談室

附 則

この訓令は、令和5年6月19日から施行する。

### 熊本県訓令第51号

#### 熊本県公営企業管理規程第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「熊本県博物館ネットワークセンター 博セ」を「熊本県博物館ネットワークセンター 博セ 五木相 興相談室 五木相 」。に改める。

附 則

この訓令は、令和5年6月19日から施行する。